

長野県がん医療提供体制施設設備整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野県がん対策推進計画に基づくがん医療の均てん化及び患者の療養環境の改善を図るため、がん医療提供施設の整備等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号、以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

- (1) がん診療施設施設整備事業 がんの診断、治療を行う病院の施設整備事業
- (2) がん診療施設設備整備事業 がんの診断、治療を行う病院の設備整備事業

(補助事業者)

第3 第2の交付対象事業を実施できる者は、別表1の第1欄に掲げる事業ごとに第2欄に掲げる者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体（以下「地方公共団体」という。）及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。以下「補助事業者」という。）とする。

別表1

1 事業区分	2 事業者
(1) がん診療施設施設整備事業	医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者
(2) がん診療施設設備整備事業	(1) 日本赤十字社、長野県厚生農業協同組合連合会 (2) 知事が適当と認めた者

(交付の対象外費用)

第4 第2第1号の事業は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷地に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第5 この補助金の交付額は次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表2の第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により算出された額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と

を比較して少ない方の額を交付基礎額とする。

(3) (2)の交付基礎額に別表2の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

別表2

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(1)がん診療施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 1,300 m ²	がん診療施設として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療棟 (診察室、検査室、エックス線室、手術室、がん治療室 等) (2) がん専用病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等)	3分の1以内
(2)がん診療施設設備整備事業	1か所当たり 33,000 千円 (ただし、1品目の価格が54,000 千円を超えるもので知事が認めるものについては、33,000 千円を超えない範囲で加算することができる。)	がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入費(1品につき100 千円以上)	

(注) 1 過去に当該事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。

2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

(別表3) 1 m²当たり単価表 (単位: 円)

種目等	構造別	単価
病棟	鉄筋コンクリート	484,000
	ブロック	214,000
診療棟	鉄筋コンクリート	484,000
	ブロック	214,000

(注) 上記基準単価は、基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

(交付の条件)

第6 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき(その事業費総額の20%を超える変更をしようとするときに限る。)又は補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けること。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、速やかに知事に報告し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その承認を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機器及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過するまでの間、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納入させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。
- (8) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納入されることがある。

- (11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (12) 当該年度の 12 月末日現在の遂行状況を、翌月 15 日までに知事に報告すること。（事業区分(1)がん診療施設施設整備事業に限る。）

（交付申請）

第 7 規則第 3 条に規定する申請書は、長野県がん医療提供体制施設設備整備事業補助金交付申請書によるものとする。

2 前項の書類の提出期限は、別に定める。

3 申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経

費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

（変更申請等）

第 8 第 6 に規定する報告又は承認は、別に定める書類を知事に提出して行うものとする。

（軽微な変更の範囲）

第 9 第 6 第 1 号に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ次に掲げるいずれかの変更をいう。

- （1）事業内容の著しい変更とならない場合
- （2）補助対象経費の 20%以内で増額又は減額する場合
- （3）事業内容に変更が無く、入札減などやむを得ない事由により補助金額を 20%の範囲内で減額する場合

（事前着手）

第 10 交付対象事業は、交付決定前に着手することはできないものとする。ただし、知事がやむを得ない事由があると認めた場合には、この限りでない。

2 補助金の交付を受けようとする事業者が、前項ただし書きに該当する場合には、別に定める事前着手届を知事へ提出するものとする。

（実績報告）

第 11 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して 30 日以内、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに別に定める事業実績報告書を知事に提出するものとする。

2 加えて、第 7 に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書を提出するに当たって当該交付金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該交付金から減額して報告しなければならない。

（交付請求）

第 12 補助事業者は、補助金の交付（概算払を含む。）を請求しようとするときは、長野県がん医療提供体制施設設備整備事業補助金交付請求書を知事に提出するものとする。

（申請書等の様式）

第 13 この要綱に規定する申請書等の様式及び書類の提出部数は、別に定める。

（その他）

第 14 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則（平成 27 年 7 月 1 日 27 保疾第 355 号）

この要綱は、平成 27 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 28 年 8 月 30 日 28 保疾第 590 号）

この要綱は、平成 28 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 29 年 10 月 5 日 29 保疾第 721 号）

この要綱は、平成 29 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 30 年 9 月 18 日 30 保疾第 645 号）

この要綱は、平成 30 年度の補助金から適用する。

附 則（令和元年 9 月 20 日元保疾第 665 号）

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 23 日 2 保疾第 1137 号）

この要綱は、令和 3 年度の補助金から適用する。

附 則（令和 4 年 10 月 3 日 4 保疾第 596 号）

この要綱は、令和 4 年度の補助金から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 25 日 5 保疾第 1074 号）

この要綱は、令和 5 年度の補助金から適用する。

附 則（令和 8 年 3 月 31 日 7 疾感第 1569 号）

この要綱は、令和 7 年度の補助金から適用する。